

# 弁護団通信 第3号

東京都台東区東上野3-28-4 スカイハイツ504号  
電話 03-5812-4671 FAX 03-5812-4679

福島原発被害弁護団

通信責任者

弁護団事務局長 弁護士 笹山 尚人

2013年3月18日発行

- |   |   |
|---|---|
| 1 | 完全賠償を求める会 総会・結団式<br>避難者訴訟総会(1/27)のご報告                 |
| 2 | 活動報告<br>東電に精算条項のない一部和解を<br>認めさせ、迅速な支払いの確保を<br>勝ち取りました |

## 完全賠償を求める会の総会、結団式 避難者訴訟総会 [いわき市社会福祉センター 1/27]

### 完全賠償を求める会～元の生活を返せ

原発事故被害いわき訴訟原告団総会・結団式

まず、原発事故により低線量下でも精神的な苦痛、生活上の支障、地域破壊が起こっていること、そして、東電交渉の経過、公害総行動に参加の経過などが報告され、原告団の組織などの提案がなされました。

次に、原告団の体制について、団長伊東達也、副団長佐藤三男・矢吹道徳・菅波好恵、事務局長菅原隆・事務局次長吉田浩・事務局員、菅家新、監査佐川みき・佐野正利等の各氏の提案がなされ、質疑応答・討論がなされ、採決されました。

更に、引き続き行われた結団式では、

①避難した人の避難に要した実費(ただし、事後提訴の予定)、②避難中または非常事態中の慰謝料として1人25万円、③損害賠償として子ども・妊婦1ヶ月8万円、大人1か月3万円

を廃炉完了まで支払うこと。

④仮称「福島原発放射能被害補償法」等の提案がされました。

また、既に512名委任状が提出されており、相当大規模な訴訟が見込まれることの報告がありました。

弁護団からは判決を梃子にして多様な要求を入れる政策形成訴訟を目指している。基金立法なども考えている、被告は、東電・国とする等の説明がなされました。

その他、避難者原告団から連帯のあいさつ、訴訟についての質疑応答、記者会見などがありました。

### 避難者訴訟総会

訴訟の経過報告・原告の方の発言

引き続き、避難者訴訟の総会が行われました。

まず、弁護団から、提訴後の経過、第1回口頭弁論の見通しの説明がなされました。訴訟救助の手続きが進行中であること、裁判官の交代などの状況を踏まえて第1回法廷は4月以降を予定している等の説明がありました。

次に、出席した原告の方たちから自己紹介、近況の発言がありました。檜葉町の原告の方からは昼間は帰っていいといわれているが、誰もいない状態である。同じ

く、子どもの出産についての不安、一旦、避難で壊れた家庭は元に戻らない原状。浪江町出身かたや都路町出身の方の参加もありました。2万人署名を集めている状況、行政が帰還について勧めているが余計な口出しはするべきでない等の発言がなされました。田村町の困難な実情なども報告されました。原発告訴団に加わっている人も何人かいました。長期にわたって、原発の現状を追っているカメラマンの方の発言もありました。

**\* 東電に対して、慰謝料と財物損害（不動産）について、一部和解を行うことを認めさせました**

去る2月25日、東京都新橋にある東京電力本社において、弁護士と東電側との直接交渉が行われました。その中で私たち弁護士は、東電側に対して、東電が現在進めている「包括支払」の提案＝避難者の方々の避難慰謝料と財物損害（不動産）について、

直接交渉の中で一部和解を行うことを明確に認めさせました。これはどのようなことを意味するのでしょうか？以下でご説明いたします。

**1 東京電力の示している慰謝料と財物損害(不動産)の基準**

**(1) 避難慰謝料**

東京電力は現在、避難指示区域（警戒区域、計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域）の地域からの避難者に対して、1人あたり月額10万円の避難慰謝料（生活費増加分も含む）を支払っています。

**(2) 財物損害（不動産）**

また、東京電力は、同じく避難指示区域内の財物損害（不動産）について、原則として次のような賠償基準を示しています。

**ア 土地(宅地)**

固定資産税評価額×宅地係数（1.43）

**イ 建物**

固定資産税評価額×建物係数（事故発生当時の建物の時価相当額を算定するために、建物の築年数に応じた調整を行うもの）

**2 私たち弁護団の請求**

これに対して、私たち弁護団では、上記の慰謝料と財物損害（不動産）について、次のような考え方で東京電力に対して請求を行っています。

**(1) 避難慰謝料**

上記避難指示区域及び旧緊急時避難準備区域からの避難者に対して、1人あたり月額50万円の避難慰謝料（ここには、生活費増加分は含まない）を請求しています。

これは、交通事故で入院を余儀なくされた被害者の慰謝料の相場が1ヶ月約50万円程度であることを考慮したものです。

**(2) 財物損害(不動産)**

**ア 土地(宅地)**

一律1368万8000円（住宅金融支援機構「平成23年度フラット35利用者調査報告」による、土地付き注文住宅利用者の土地取得費の全国平均額）

**イ 建物**

一律2238万円（上記フラット35の住宅建設費の全国平均値）

\* 避難者の大半の方々は、元の居住地よりも住宅取得費用が高額な地域に避難されておられます。その場合、上記の東京電力の基準のように、元の居住地の固定資産税評価額を基準にした賠償では、避難者は避難先での生活再建の目途が立ちません。そこで、私たちは、財物損害（不動産）に生活再建という視点を組み込み、上記のような賠償基準を打ち立て、それに基づく請求を行っているのです。平均額を超える損害は別途請求します。

**直接交渉の中での、精算条項をつけない一部和解**

私たち弁護士は、福島原発事故から1年が経過した2012年（平成24年）3月より、加害者である東京電力と直接交渉を重ねて来ました。その中で、慰謝料と財物損害（不動産）についても、当弁護士が打ち立てた上記2の基準による請求を行ってきました。しかし、東電側はあくまで1の基準に固執し、私たちの要求を拒絶しています。このまま交渉が膠着状態に陥り、先に進まないとするれば、いたずらに時間だけが経過し、避難者の方々をより一層苦しめることになってしまいます。

そこで、私たちは、直接交渉によって東電側が上記1の基準によって支払うと認めている部分についてだけ和解し

（一部和解）、一旦東電に支払させた上で、私たちが本当に求めている上記2の賠償額と、支払われた上記3の賠償額の差額（不足分）については、改めて裁判を起こして請求を行うという方針を打ち出しました。

ただし、東電との直接交渉によって一旦和解する場合でも、もし仮に東京電力が和解書に精算条項（簡単に言うと、もうこれ以上は請求しませんという条項）を入れることを要求した場合、将来裁判によって差額（不足額）を請求することができなくなってしまう可能性があります。

実際、東京電力は、2011年（平成23年）9月に、初めて本賠償の請求書を被害者宛に送付した際、こうした精算条項を印字した合意書を送付し、世間の大変な非難を浴びました。

私たち弁護士もこれまで、東京電力との直接交渉による和

解をする場合に、和解書にこうした精算条項を入れさせない和解、すなわち一部和解を認めさせるように粘り強く交渉を行ってきました。

そして、冒頭でも述べたとおり、先の2月25日の弁護士と東電側との直接交渉の席上で、東京電力の担当者は、上記の避難慰謝料と財物損害（不動産）について、精算条項をつけない和解（一部和解）を行う旨を明確に述べました。

避難慰謝料と財物損害（不動産）という比較的金額の大きな項目について、一部和解を東電側に認めさせたことは大変大きな成果です。上記で述べたように一部和解をした後も不足分について裁判を起こして請求することができますので、まずは安心して一部和解を行い、東電が認めている部分を迅速に支払させた上で、不足分については今後じっくりと裁判に取り組むことができるのです。

**今後の方針**

東京電力に対して、避難慰謝料と財物損害（不動産）についての一部和解を東電側に認めさせたことにより、この後は、直接請求→一部和解により一部の支払い確保→不足分についての裁判という手続の流れがより一層明確になり、迅速な一部和解による一部の支払いの確保が期待できるようになるものと思われます。

これは、皆さまの要求実現に向けた大きな一歩となるとともに、今後の裁判への大きな弾みとなっていくものと思われます。